

農地中間管理事業に係る業務効率化に向けた可能性調査等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、農地中間管理事業に係る業務効率化に向けた可能性調査等業務を委託する事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

農地中間管理事業に係る業務効率化に向けた可能性調査等業務

(2) 業務目的

改正農業経営基盤強化促進法が施行され、農地中間管理事業（以下、農地バンク事業）に携わる市町等及び農地中間管理機構（以下、農地バンク）の業務量が大幅に増加することが見込まれ、効率的な業務の執行が求められる。

そこで、本業務では、今後の事務の効率化を図るため、効率的な契約締結業務や情報管理業務に係る民間のノウハウ等を調査し、改善策の検討に繋げることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「農地中間管理事業に係る業務効率化に向けた可能性調査等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和 7 (2025) 年 12 月 12 日（金）まで

(5) 委託料上限額

1,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 担当所属及び問合せ先

所属：栃木県 農政部 生産振興課 水田農業改革班（担当：福田）

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号（栃木県庁舎本館 12 階南東側）

TEL：028-623-2279／FAX：028-623-2335

E-Mail：seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

受付：土日・祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

2 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに入札参加資格を取得する見込みであること。
- (3) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の

規定に該当する者でないこと。

(6) 類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 プロポーザルの手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表（募集開始）	令和7年6月27日（金）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和7年7月 3日（木）12時必着
ウ 質問に対する回答	令和7年7月 4日（金）予定
エ 参加表明書の提出期限	令和7年7月 7日（月）12時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和7年7月15日（火）12時必着
カ プロポーザル審査（選定委員会）	令和7年7月17日（木）
キ 審査結果の通知・公表	令和7年7月下旬頃

(2) 実施内容等に関する質疑及び回答

プロポーザル方式に参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式5）により提出すること。なお、本要領及び仕様書に関する内容以外については受け付けない。

ア 受付期間：公募開始日～令和7（2025）年7月3日（木）12時必着

イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、1（6）に提出すること。

ウ 回答期日：令和7（2025）年7月4日（金）予定

エ 回答方法：回答は質問書を提出した者に対し電子メール又はFAXにより回答するとともに、栃木県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

ア 提出期限 令和7（2025）年7月7日（月）12時必着

イ 提出場所 1（6）に同じ。

ウ 提出書類及び部数

（ア）参加表明書（様式1）

（イ）参加資格確認書（様式2）

（ウ）会社等概要、統括責任者及び担当者（様式3）

（エ）類似事業の主な受注等実績（様式4）

エ 提出方法

電子メールにより提出すること。

※ 到着確認のため電話連絡を行うこと。また、提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書（正本・副本）を

作成し、電子メールにより提出すること。※到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書については、イの順番に整理し、様式6を付けること。なお、枚数の制限はない。

イ 企画提案書については、次の事項を含めて作成すること。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、事例調査方法、訴求ポイント等）

(イ) 業務実施体制

(ウ) 実施計画及び全体のスケジュール

(エ) 経費の積算（見積額）

(オ) その他、貴社が提案したい事項

ウ 企画提案書は1者1提案とする。また、企画提案の内容は、見積の範囲内で実現可能なものに限る。

エ 審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(5) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

カ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

キ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

4 契約候補者の選定

(1) 審査方法

企画提案書は、県が設置する選定委員会において(2)の審査基準により総合的に審査し、契約候補者を選定する。ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者を選定しないことがある。また、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(2) 審査基準

別添「農地中間管理事業に係る業務効率化に向けた可能性調査等業務審査基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後全ての参加者宛て通知するとともに、選定された者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、選定委員会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が1(5)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 契約に関する事項

- (1) 上記の選定委員会において選定された契約候補者と栃木県は契約締結の協議を行い、協議が整った後、改めて契約候補者から見積書を徴収し、栃木県財務規則等の関係法令等の規定に基づき、委託契約を締結する。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件などの協議や調整を行うが、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案内容や金額等を変更する場合もある。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出する。なお、この場合、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。
- (5) 業務委託料の支払いについては、業務完了後の精算払とする。

6 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (3) 参加者の企画提案書に係る著作権は、参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書に係る著作権は、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。
- (4) 企画提案書等に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。
- (5) 業務の成果は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (7) 本プロポーザルの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。